



福岡医発第 1661 号 (経)

平成 21 年 12 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

平成 22 年度日本医師会会費減免及び会費賦課徴収額の決定、
並びに福岡県医師会会費減免について

平成 21 年 10 月 25 日開催の第 121 回臨時代議員会におきまして、日本医師会会費賦課徴収規定一部改正、及び平成 22 年度会費の賦課額が別添のとおり決定いたしましたのでご連絡申し上げます。

記

1. 会費減免の改正内容 (日本医師会会費賦課徴収規程 第 4 条第 1 項・第 2 項)

- (1) 高齢減免適用年齢を 80 歳から 83 歳へ引上げ
- (2) 出産育児減免の新設

2. 取扱方法

(1) 高齢減免

平成 22 年度より新規の高齢減免は満 83 歳に達している会員が対象

(既に高齢減免の適用を受けている会員および 21 年度に高齢減免を申請し、22 年度の代議員会の承認を得た会員は従前の規程による)

(2) 出産育児減免

平成 22 年度 4 月 1 日以降に出産した女性が対象

(出産した日の属する年度の翌年度 1 年間を対象期間とする。実際の会費減免は平成 23 年度から。事務取扱の詳細につきましては後日連絡の予定です。)

(3) 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

3. 留意事項

平成 22 年度以降は 80 歳、81 歳、82 歳の新規の高齢減免申請は対象外となりますので、申告漏れのないようにご留意いただき、平成 22 年度会費の減額もあわせて、事務的準備を遂行下さいますようお願い申し上げます。

なお、福岡県医師会会費減免につきましては、高齢減免適用年齢の 80 歳から 83 歳への引上げは 1 年間見送り、出産育児減免は平成 22 年度から実施の予定で、3 月開催の第 248 回定例代議員会に上程の予定です。

第5号議案 日本医師会会費賦課徴収規定一部改正の件

現 行

日本医師会会費賦課徴収規定

- 第1条 本規定は、日本医師会定款第8条の規定によりこれを設ける。
- 第2条 本会会員は別表により会費を納入するものとする。
- 第3条 会費額には「日本医師会雑誌」及び「日医ニュース」の購読料を含むものとする。
- 第4条 本会会員として20年以上在籍し、かつ、満年齢80歳に達している者は、本人の申請により、郡市区医師会長及び都道府県医師会長の承認を得たうえで、代議員会の議決を経て、会費の減免を受けることができる。
- 2 前項の場合の外、疾病その他特別の事由により会費の減免を適当と認められた者についても、会費の減免を受けることができる。
- 3 全免と減額の申請は当該年度の2月末日までにしなければならない。ただし、高齢を事由とする会費減免申請の手続きは次年度以降省略することができる。
- 第5条 会費の納入については3期に区分し、各期の第2月中に納入するものとする。
- ただし、各期中途において新たに入会した者は当該期分の会費を納付する。
- 年度中途において退会する者については、当該期の会費を納付するものとし、既納のものはこれを返戻しないものとする。
- 2 本会を退会した者が退会した同一期に再入会する場合は、その期の会費については重複して納付することを要しないものとする。この場合において、退会時における会費額と入会時における会費額が異なるときはいずれか高い方の会費を納付することとし、未納部分を納付するものとする。

「別表 各期別納入額」掲載省略

改 正

日本医師会会費賦課徴収規程

- 第1条 本規程は、日本医師会定款第8条の規定によりこれを設ける。
- 第2条 本会会員は別表により会費を納入するものとする。
- 第3条 会費額には「日本医師会雑誌」及び「日医ニュース」の購読料を含むものとする。
- 第4条 本会会員として20年以上在籍し、かつ、満年齢83歳に達している者は、本人の申請により、郡市区医師会長及び都道府県医師会長の承認を得たうえで、代議員会の議決を経て、会費の減免を受けることができる。
- 2 前項の場合の外、疾病、出産育児、その他特別の事由により会費の減免を適当と認められた者についても、会費の減免を受けることができる。
- 3 全免と減額の申請は当該年度の2月末日までにしなければならない。ただし、高齢を事由とする会費減免申請の手続きは次年度以降省略することができる。
- 第5条 会費の納入については3期に区分し、各期の第2月中に納入するものとする。
- ただし、各期中途において新たに入会した者は当該期分の会費を納付する。
- 年度中途において退会する者については、当該期の会費を納付するものとし、既納のものはこれを返戻しないものとする。
- 2 本会を退会した者が退会した同一期に再入会する場合は、その期の会費については重複して納付することを要しないものとする。この場合において、退会時における会費額と入会時における会費額が異なるときはいずれか高い方の会費を納付することとし、未納部分を納付するものとする。

「別表 各期別納入額」掲載省略

施行期日及び経過措置のための附則

- 1 施行期日は平成22年4月1日とする。
- 2 施行期日前において従前の第4条第1項の年齢基準を満たしている者は従前の規定による。

第6号議案 日本医師会会費賦課徴収の件

1. 日本医師会会費の額ならびにその徴収方法を下記のとおりとする。

記

1. 会費賦課額

下記の会員の区分により賦課する。

A ① 会 員 病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員

年 額 126,000 円

うち、66,000 円は日本医師会医師賠償責任保険料部分

A②会員(B) 上記A①会員およびA②会員 (C) 以外の会員

年 額 82,000 円

うち、54,000 円は日本医師会医師賠償責任保険料部分

A②会員(C) 医師法に基づく研修医

年 額 39,000 円

うち、33,000 円は日本医師会医師賠償責任保険料部分

B 会 員 上記A②会員 (B)のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

年 額 28,000 円

C 会 員 上記A②会員 (C)のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

年 額 6,000 円

2. 徴収方法

第1項の会費額徴収は各都道府県医師会長に委嘱して行う。

2. 上記会費の賦課徴収は、平成22年4月1日より実施する。

「日本医師会会費賦課徴収規定」本文掲載省略

別表 各期別納入額

(単位：千円)

	A①	A② (B)	A② (C)	B	C	4条1項適用		4条2項適用		
						A①	A② (B)	A①	A② (B)	A② (C)
I期(4月～7月)	4 2 (22)	2 7 (18)	1 3 (11)	9	2	2 6 (22)	2 2 (18)	2 2 (22)	1 8 (18)	1 1 (11)
II期(8月～11月)	4 2 (22)	2 8 (18)	1 3 (11)	1 0	2	2 6 (22)	2 2 (18)	2 2 (22)	1 8 (18)	1 1 (11)
III期(12月～3月)	4 2 (22)	2 7 (18)	1 3 (11)	9	2	2 6 (22)	2 2 (18)	2 2 (22)	1 8 (18)	1 1 (11)
年 間 合 計	1 2 6 (66)	8 2 (54)	3 9 (33)	2 8	6	7 8 (66)	6 6 (54)	6 6 (66)	5 4 (54)	3 3 (33)

() 内は、日本医師会医師賠償責任保険料部分。

(施行期日)

施行期日は平成22年4月1日とする。